

# 飼養衛生管理基準の遵守を お願いいたします！

1月6日、台湾の採卵鶏で二例目となる低病原性鳥インフルエンザ(H5N2)が発生しました。また、中国を含めた近隣諸国では高病原性鳥インフルエンザの発生も確認されており、予断をゆるさない状況です。

## 飼養衛生管理基準

- ◆ 家畜防疫に関する最新情報の把握。
- ◆ 衛生管理区域の設定
- ◆ 衛生管理区域への病原体持ち込み防止(車両消毒、踏込消毒槽、部外者立入制限)
- ◆ 野生動物による病原体の侵入防止(防鳥対策、飲水消毒、ネズミ対策)
- ◆ 衛生管理区域の衛生状態の確保(定期的な清掃、消毒)
- ◆ 家畜の健康観察と異状を確認した場合の通報
- ◆ 記録の作成と保管(関係者以外の出入りについて、記録をとる)

通常とは異なる死亡であったり、死亡羽数が通常の2倍になったら当所に速やかに連絡をお願いします

京都府南丹家畜保健衛生所 南丹市八木町木原北東荘18  
TEL 0771-42-3308(閉庁日、夜間も転送されます)  
FAX 0771-42-5117